

平成 30 年 3 月 15 日  
こども家庭部保育課  
こども家庭部保育計画調整課

## 新設私立認可保育所の利用定員の設定に係る意見聴取について

### 1 意見聴取の必要性

子ども・子育て支援法のもとで、教育・保育施設が公費による財政支援の対象となるには、市区町村長による「確認」を受ける必要がある。

市区町村長は、子ども・子育て支援法第31条の規定により、施設の利用定員を定めて確認を行うが、この利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援に係る審議会の意見聴取を行うこととなっている。

このため、平成30年4月に新規開設の私立認可保育所の利用定員について、練馬区子ども・子育て会議において意見聴取を行う。

子ども・子育て支援法（一部抜粋）

第31条 確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、小学校就学前子どもの区分（※1）ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（※1） 保育所は、第2号認定と第3号認定の区分

## 2 新設私立認可保育所の利用定員について

施設の状況		設置者	認可定員 (人)
施設名	所在地		
1 (仮) 共同保育所ごたごた荘	東大泉 7 丁目 2 番 3 号	特定非営利活動法人ごたごた荘	24
2 (仮) ポピンズナーサリースクール桜台	豊玉北 4 丁目 13 番 15 号	(株)ポピンズ	70
3 (仮) 練馬駅前おひさま保育園	練馬 3 丁目 18 番 5 号	(株)おひさま	30

※ 1、3 は認証保育所からの移行である。

# 新設私立認可保育所分布図

